

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年12月21日

世田谷区

### 1 件名

公共施設における太陽光発電設備等の設置事業（自家消費型太陽光発電設備等設置P  
PA事業）

### 2 主旨

世田谷区（以下、「区」という。）では、令和2年10月に「世田谷区気候非常事態宣言」を行うとともに、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明し、気候変動適応策と地球温暖化緩和策を進めている。

本事業では、公共施設における再生可能エネルギーの創出、平時の温室効果ガス排出の抑制及び災害時の電源確保のため、区施設への太陽光発電設備、蓄電池及び附帯設備（以下、「設備」という。）の設置、運転管理及び維持管理、撤去を行う事業者をプロポーザル方式により公募する。

### 3 参加資格

次に掲げる各事項を全て満たす法人とする。なお、共同企業体を結成し参加する場合は、すべての構成員が満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 区から指名停止措置又は入札参加除外措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 法人又はその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月10日条例第55号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

### 4 提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。  
ただし、参加表明書及び提案書を提出しようとする者は、現地見学会（令和4年1月12日（水））に出席すること。
- (2) 参加資格及び現地見学会の参加が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できない、又は現地見学会を欠席した者には確認できなかった旨を通知する。  
通知日：令和4年1月18日（火）

## 5 提案書を特定する審査基準

以下の項目に従い、提案書及びプレゼンテーション、質疑応答を総合的に評価した結果、最も高い評価を得た事業者を本件相手方となるべき候補者に選定する。

### (1) 事業実施方針

- ・本事業の目的を踏まえたものか。

### (2) 設備設置計画

- ・他提案と比較して、太陽光発電設備の総出力、蓄電池の総容量が大きいのか。
- ・設備は、関係法令及び条例の規定する風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造となっているか。また、それがわかる根拠が示されているか。
- ・システム構成は、平時及び自立運転時に使用できる設備、容量が明確か。また、発電した電力は当該施設に優先して供給する提案か。
- ・設置工事にあたり、施設利用者や近隣住民への配慮があるか。
- ・工程表及びスケジュールは、期日までに設備設置工事を完了させ、運転を開始する無理のないスケジュールか。
- ・災害時（自立運転時）に使用できる設備は、利便性があり、電力の確保に資するものになっているか。

### (3) 保守点検及び維持管理計画

- ・保守点検や設備管理の視点、方法、設備交換の頻度や時期、実施体制等は、法令を遵守したもので、設備の安定的な運転、維持管理ができるものか。

### (4) 想定される温室効果ガス排出量削減効果

- ・温室効果ガス排出量削減効果の計測、検証方法は、具体性、妥当性、実現性があるか。また、温室効果ガス排出量削減効果は、他提案と比べて大きいのか。

### (5) 事業実施体制

- ・事業実施に適した人員・管理体制はあるか、役割は明確か。
- ・緊急時や災害発生時の対応・安全管理体制は整っているか。

### (6) 事業資金計画

- ・必要経費、資金調達の内容に具体性、妥当性、実現性があるか。また、投資回収ができる提案となっているか。

### (7) 事業期間におけるリスク対策

- ・事業期間におけるリスクについて対応できる提案となっているか。

### (8) 類似の事業履行実績

- ・類似の事業履行実績及び専門的な知見、知識を有しており、それらを活かした提案がなされているか。

### (9) 区内事業者の活用

- ・事業実施にあたり、区内事業者の活用に配慮があるか。

### (10) 契約単価、施設の貸付料

- ・他提案と比較して区に有利か。

### (11) 環境教育に寄与する提案

- ・具体性、実現性があり、施設での環境教育に寄与する提案か。

### (12) 世田谷区の特性を活かした独自提案

- ・具体性、実現性があり、世田谷区の特性を活かした提案か。

## 6 審査方法

- (1) 事業者を選定するため、選定委員会設置要綱により選定委員会を設置する。
- (2) 審査は、一次審査（書類審査）及び二次審査（提案説明会）の二段階で実施する。

## 7 説明書等の交付期間・場所

- (1) 交付期間：令和3年12月21日（火）～令和4年1月14日（金）午後5時

- (2) 交付場所：11 担当所管課または区ホームページからダウンロード

URL <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/011/003/d00194344.html>

## 8 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

- (1) 提出期限：令和4年1月14日（金）午後5時【必着】

- (2) 提出先：11 担当所管課

- (3) 提出方法：持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る）

## 9 提案書の提出期間、提出先及び方法

- (1) 提出期間：令和4年2月3日（木）～2月9日（水）午後5時【必着】

- (2) 提出先：11 担当所管課

- (3) 提出方法：持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る）

※提案書のPDFデータは電子メールにより提出。

## 10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る

- (2) 契約等について

- ・契約保証金：免除

- ・契約書作成の要否：要

- ・本プロポーザルは、契約等を締結する候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

- ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有

- (3) 提出物の作成に関わる費用について

- ・本プロポーザルへの参加、提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

- (4) 記載内容の変更について

- ・参加表明書及び提案書の提出後の差し替え、記載内容の変更は認めない。

- (5) 提案者の失格について

- ・参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

- (6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。選定以外の目的に使用しない。

- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

## 1 1 担当所管課

世田谷区環境政策部エネルギー施策推進課

(世田谷区役所二子玉川分庁舎 B棟3階)

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

電話 03(6432)7135 FAX 03(6432)7981

窓口：午前8時30分～午後5時(土日、祝日を除く)